

令和2年度答申第72号
令和3年2月8日

諮問番号 令和2年度諮問第84号（令和2年12月24日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のP（以下「父P」という。）は「現地召集戦闘参加戦病死」と主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Pは軍人軍属又は準軍属の身分を有していたものとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭

和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている(特別弔慰金支給法2条1項)。そして、遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族に対し、弔慰金を支給すると規定し、同条3項は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した準軍属又は準軍属であった者の遺族に対し、弔慰金を支給すると規定している。

(2) 遺族援護法2条1項は、上記(1)の「軍人軍属」とは、①恩給法の一部を改正する法律(昭和21年法律第31号)による改正前の恩給法(大正12年法律第48号)19条に規定する軍人、準軍人その他もとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者、②もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉞員、③旧国家総動員法(昭和13年法律第55号)に基づいて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員、④もとの陸軍又は海軍の指揮監督の下に、上記①から③までに掲げる者の業務と同様の業務に専ら従事中の南満洲鉄道株式会社の職員等をいうと規定している。

(3) 遺族援護法2条3項は、上記(1)の「準軍属」とは、①旧国家総動員法4条に基づく被徴用者及び同法5条の規定に基づく総動員業務の協力者、②戦闘参加者、③国民義勇隊の隊員、④満州開拓青年義勇隊の隊員、⑤特別未帰還者等をいうと規定している。

なお、上記①の被徴用者とは、旧国民徴用令(昭和14年勅令第451号)による徴用令書の交付を受けて、国が行う総動員業務に従事した者、旧軍需会社法(昭和18年法律第108号)又は旧軍需充足会社令(昭和20年勅令第36号)により軍需会社又は軍需充足会社に指定された会社の従業員であって、現職のまま徴用されたものとみなされたもの(以下「現員徴用者」という。)等である。

また、上記①の総動員業務の協力者とは、旧学徒勤労令(昭和19年勅令第518号)による学徒、旧女子挺身勤労令(昭和19年勅令第519号)による女子挺身隊員、旧国民勤労報国協力令(昭和16年勅令第995号)による国民勤労報国隊員等である。

そして、上記②の戦闘参加者とは、もとの陸軍又は海軍の要請に基づき

戦闘に参加した者である。

- (4) 遺族援護法36条1項によれば、弔慰金を受けるべき上記(1)の「戦没者等の遺族」の順位は、配偶者が第1順位、子が第2順位とされている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 父Pは、明治41年a月b日に出生し、昭和21年3月15日にB陸軍病院において死亡した。この間、父Pは、昭和13年4月8日にQ（以下「母Q」という。）と婚姻をし、昭和16年c月d日、父Pと母Qとの間に審査請求人が出生した。

なお、母Qは、昭和54年5月7日に死亡した。

（除籍謄本（戸主：P）、除籍謄本（筆頭者：Q））

- (2) 審査請求人は、平成30年3月20日、住所地（C市長）を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (3) 処分庁は、平成31年4月3日付けで、審査請求人に対し、「死亡者P様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍人軍属又は準軍属の身分を有していたとは認められないため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たすことができず、特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (4) 審査請求人は、令和元年6月27日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和2年12月24日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

父Pは、国策のため、「現地召集戦闘参加戦病死」した。現地軍人であった父Pの名誉回復のために、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 まず、父Pが軍人軍属に該当するかを検討すると、審査請求人から提出さ

れた資料、処分庁保管の資料及び審査庁保管の資料を調査したが、父Pが軍人軍属であったことを確認することができる資料はない。

2 次に、父Pが準軍属に該当するかを検討する。

(1) はじめに、父Pが戦闘参加者に該当するかを検討すると、父Pが所属していたR社（以下「本件会社」という。）は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法第34条第2項に規定するもとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者に関する弔慰金請求手続等について」（昭和28年4月16日付け援護第260号引揚援護庁援護局長通知。以下「昭和28年通知」という。）添付の南方進出企業会社一覧表に会社名が記載されているから、南方進出企業であったことは認められるが、南方進出企業の従業員であった父Pが、戦闘参加者として公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められるためには、昭和28年通知の記二の(二)のとおり、「もとの陸軍又は海軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵又は敵対行為を行う者と交戦（自衛のための交戦を含む。）し、これにより戦死又は戦傷死したものに該当することが必要である。

そこで、関係資料を検討すると、厚生労働省社会・援護局保管の第11陸軍病院の「在留邦人入院患者名簿」には、父Pは、昭和20年12月28日、マラリアに罹病したためB'陸軍病院へ入院し、昭和21年1月9日に治癒退院したが、同月27日、再びマラリアに罹病したため同病院へ入院し、同年3月15日に死亡したと記載されている。

また、父Pの死亡届書及びその添付書類（本件会社のD地事務所長が母Qに宛てた昭和21年4月23日付けの書面）には、父Pが昭和20年3月15日にB陸軍病院において黒水病のために死亡したと記載されており、当該届書により戸籍の死亡処理がされ、除籍謄本にも、父Pが昭和20年3月15日にB陸軍病院において死亡したと記載されている（なお、父Pの死亡年月日は、昭和32年7月16日の戸籍訂正許可審判により、「昭和21年3月15日」に訂正されている。）。

なお、審査請求人が反論書に添付して提出した3名の証言には、父Pは軍の要請を受けて任務に従事したと記載されているが、当該事実を確認することができる資料はない。また、当該証言においても、父Pは任務遂行中にマラリアに罹病し、収容所に入所後、B'陸軍病院に入院して死亡したと記載されている。これらのことから、父Pは、陸軍又は海軍の現地部隊長等の要請に基づき、その任務遂行中に敵又は敵対行為を行う者と交戦

(自衛のための交戦を含む。) し、これにより戦死又は戦傷死したものと認められない。

- (2) さらに、父Pが被徴用者に該当するかを検討すると、まず、父Pが旧国家総動員法に基づく旧国民徴用令によって徴用令書の交付を受け、工場等において国が行う総動員業務に従事したことを確認することができる資料はない。

また、南方進出企業の従業員であった者が現員徴用者であったと認められるためには、当該南方進出企業が旧軍需会社法又は旧軍需充足会社令により軍需会社又は軍需充足会社に指定された会社であったことが必要である。しかし、本件会社は、「(旧)軍需会社及び(旧)軍需充足会社名簿の送付について」(昭和49年4月2日付け援護第100号厚生省援護局援護課長通知)添付の会社名簿(以下「(旧)軍需会社及び(旧)軍需充足会社名簿」という。)に会社名が記載されていないから、軍需会社又は軍需充足会社に指定された会社であったとは認められない。したがって、父Pが現員徴用者であったとは認められない。

- (3) その他、父Pが総動員業務の協力者としての旧国家総動員法に基づく旧国民勤労報国協力令による国民勤労報国隊員に該当するかを検討するも、同隊は、勤労報国を目的とした隊組織であって、総動員物資の生産、修理や運輸等の業務に従事したものであるが、父Pの死亡状況に照らして、父Pがこれらの業務に従事していたとは考え難く、これを確認することができる資料もない。

- 3 以上のとおり、審査請求人から提出された資料、処分庁保管の資料及び審査庁保管の資料を検討するも、父Pが軍人軍属又は準軍属であったことを確認することができないから、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきものとする。

- 4 なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分は違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件請求の受付(住所地) : 平成30年3月20日

(処分庁)	: 同月 28 日
厚生労働省宛ての照会 (処分庁)	: 同年 4 月 2 日付け
処分庁宛ての回答 (厚生労働省)	: 平成 31 年 2 月 12 日付け (処分庁による照会から約 10 か月)
本件却下処分	: 同年 4 月 11 日 (本件請求の処分庁による受付から約 1 年)
本件審査請求の受付 (審査庁)	: 令和元年 6 月 27 日
弁明書の受付	: 同年 10 月 7 日
反論書の受付	: 同年 12 月 26 日
審査庁への照会	: 令和 2 年 8 月 17 日 (弁明書の受付から約 10 か月)
審査庁からの回答	: 同年 9 月 3 日
審理員意見書の提出	: 同年 10 月 30 日
本件諮問	: 同年 12 月 24 日 (本件審査請求の審査庁による受付から約 1 年 6 か月)

(2) そうすると、本件では、処分庁による本件請求の受付から本件却下処分までに約 1 年の期間を要している。このうち、約 10 か月は、処分庁からの照会に対し厚生労働省が回答をするのに要した期間であるが、その回答の内容は、「貴職から情報提供された資料を確認した限り、・・・本件死亡した者は「遺族等援護法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するもとの陸軍又は海軍部内の有給の軍属」又は「遺族等援護法第 2 条第 3 項第 2 号に規定する準軍属（戦闘参加者）」としての死亡とは認められず、特別弔慰金の支給対象と認めることは困難です。」ということに尽きており（「第十回特別弔慰金に係る受給権調査について（回答）」と題する書面）、照会を受けてから回答をするまでの間に厚生労働省として追加の調査をした形跡はうかがわれないから、照会回答の手續に期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

また、本件では、審査庁による本件審査請求の受付から本件諮問までに約 1 年 6 か月の期間を要しているが、このように期間を要したのは、審理員が、弁明書の受付から約 10 か月も経過した後になって、ようやく審査庁宛てに照会をしたからである。審理員が、弁明書の受付後、審査庁宛ての照会を速

やかに行っていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は8か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 本件では、父Pが軍人軍属又は準軍属に該当するかが問題となっている。

- (2) そこで、まず、父Pが軍人軍属に該当するかを検討する。

ア 審査庁は、審査請求人から提供された資料のほかに、処分庁保管の資料及び審査庁保管の資料を調査したが、父Pが軍人軍属であったことを確認することができる資料はないとする（上記第2の1）が、処分庁及び審査庁においてどのような保管資料を調査したのかが明らかでないことから、この点を当審査会が審査庁に照会したところ、審査庁から次のとおり回答があった（令和3年1月22日付け及び同月26日付けの事務連絡）。

(ア) 処分庁においては、旧陸軍在籍者の履歴が記録されている兵籍簿を調査したが、父Pに係る記録を確認することができなかった。

(イ) 審査庁においては、「画像情報検索システム」に記録されている留守名簿（昭和20年当時、外地に在った陸軍の部隊ごとの名簿）等の旧陸軍から引き継いだ資料を調査したが、父Pに係る記録を確認することができなかった。

イ 審査庁によると、審査庁保管の資料の調査により見付かった父Pに係る記録は、「B' 陸軍病院 昭和二十一年度在留邦人入院患者名簿」のみとのことである（処分庁からの平成30年2月7日付けの調査依頼に対する審査庁の同月26日付けの回答「旧軍人等に係る軍歴調査について」。なお、「B' 陸軍病院」とは、「B陸軍病院」のことである。）。同名簿の父Pに係る記録を見ると、「部隊號」欄に「日本人會」との記載が、また、「官等級」欄に「邦人」との記載がされているが、審査庁によると、入院患者が軍人軍属の場合には、「部隊號」欄に所属部隊の名称が記載され、「官等級」欄に「陸一」、「兵長」等の記載がされているとのことである（令和3年1月26日付け及び同年2月2日付けの事務連絡）。

ウ 以上によると、処分庁及び審査庁においては、その保管資料について調査を尽くしたが、父Pが軍人軍属に該当することを確認することができ

なかったものと認められる。

したがって、父Pが軍人軍属であったと認めることはできない。

(3) 次に、父Pが準軍属に該当するかを検討する。

ア 被徴用者に該当するかについて

(ア) 審査庁は、父Pが旧国家総動員法に基づく旧国民徴用令によって徴用令書の交付を受け、工場等において国が行う総動員業務に従事したことを確認することができる資料はないとする（上記第2の2の(2)）が、ここでも、どのような資料を調査したのかが明らかでないことから、この点も当審査会が審査庁に照会したところ、審査庁から次のとおり回答があった（令和3年1月22日付けの事務連絡）。

① 処分庁が保管している戦闘地（E地）関係の資料やF地駐屯部隊関係の資料の中に父Pの徴用に関する記録がないかを調査したが、該当する記録を確認することができなかった。

② 審査庁においては、徴用に関する個別の資料を保管していないことから、父Pに係る過去の弔慰金請求等の資料及び本件に係る処分庁の調査結果を調査したが、父Pの徴用に関する事実を確認することができなかった。

以上によると、審査庁においては、父Pの徴用の有無について調査を尽くしたが、これを確認することができなかったものと認められる。

したがって、父Pが旧国民徴用令による徴用令書の交付を受けて、国が行う総動員業務に従事した者であったと認めることはできない。

(イ) 父Pが現員徴用者であったかについても検討すると、父Pが、死亡当時、本件会社の従業員であったことは確認することができる（本件会社のD地事務所長が母Qに宛てた昭和21年4月23日付けの書面、G通信第31号の「E地物故社友 合祀に関して」と題する寄稿文）が、本件会社は、（旧）軍需会社及び（旧）軍需充足会社名簿に会社名が記載されていないから、軍需会社又は軍需充足会社に指定された会社であったと認めることはできない。

したがって、父Pが現員徴用者であったと認めることもできない。

(ロ) そうすると、父Pが被徴用者であったと認めることはできない。

イ 戦闘参加者に該当するかについて

戦闘参加者の要件を定めている昭和28年通知によると、本件で該当する可能性がある戦闘参加者は、(ア)もとの陸軍又は海軍の部隊の長の要請

又は指示を受けて軍事行動に参加し、これにより戦死し、戦傷死し、又は戦病死した者であって、死亡の日に遡って有給軍属に採用されたもの（記二の(一)）及び(イ)南方進出企業の従業員であって、もとの陸軍又は海軍により作戦任務を課され、その任務遂行中に敵又は敵対行為を行う者と交戦（自衛のための交戦を含む。）し、これにより戦死し、又は戦傷死したものの（記二の(二)）である。

しかし、一件記録を精査しても、父Pが軍の要請又は指示を受けて軍事行動に参加した事実は確認することができないから、父Pが上記(ア)の戦闘参加者であったと認めることはできない。

また、審査請求人が反論書に添付して提出した3名の証言によると、本件会社は、現地に駐屯していた陸軍の部隊長の命令により、諸資材、食料等の輸送業務等の任務を課せられ、父Pは、本件会社の従業員として、その任務に当たったとのことであるが、この証言を前提としても、父Pが上記任務の遂行中に敵又は敵対行為を行う者と交戦（自衛のための交戦を含む。）したことを確認することができる資料はないから、父Pが上記(イ)の戦闘参加者であったと認めることもできない。

ウ 総動員業務の協力者に該当するかについて

総動員業務の協力者で、本件で該当する可能性があるのは、旧国民勤労報国協力令による国民勤労報国隊員である。国民勤労報国隊は、勤労報国を目的とした隊組織であって、国民勤労報国隊員は、国民勤労報国隊協力書等を交付されて、総動員物資の生産、修理や運輸、通信、土木建築、警備等に従事した者である（当審査会令和2年度答申第46号参照）が、上記イの証言によっても、父Pが国民勤労報国隊協力書等を交付されて上記の総動員業務に従事したと認めることはできない。

エ したがって、父Pが準軍属であったと認めることはできない。

- (4) そうすると、父Pが軍人軍属又は準軍属であったと認めることはできないし、一件記録を精査しても、父Pが軍人軍属又は準軍属であったことを確認することができる資料は見当たらないから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公

美